

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 高度実践看護師制度推進委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第5条と第7条に基づき、高度実践看護師制度推進委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

- 第1条 高度実践看護師の制度化とその発展に向けて、看護学教育の観点から、検討および提案を行うことを目的とする。
- 2 高度実践看護師の教育および制度に関係する諸機関と連携・協働する。

（審議事項）

- 第2条 審議事項は、以下の項目とする。
- （1）高度実践看護師の教育に関すること
  - （2）高度実践看護師の制度に関すること
  - （3）高度実践看護師に関する政策提言

（本規程の改正）

- 第3条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成23年1月10日から施行する。